

**調布市若者の文化芸術活動及びスポーツ活動
の応援に関する条例
解 説 書**

令和 7 年 3 月

調布市議会／調布市



豊かな
芸術文化・スポーツ活動を
育むまちづくり宣言

目次

前 文	1
第 1 条	2
第 2 条	3
第 3 条	3
第 4 条	4
第 5 条	4
第 6 条	4
第 7 条	5
第 8 条	5
附 則	5

前文

文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心をつなげ、相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れる心豊かな社会の形成と平和に寄与するものです。スポーツは心身の健康や体力の保持増進、精神的な充足感の獲得のみならず、人々に夢と希望と感動を与え、交流の促進、連携意識の醸成に寄与するものです。

このような文化芸術及びスポーツは、人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる共生社会の充実に欠かすことができないものです。

調布のまちは、芸術ホール、劇場、大学、映画館、映画関連企業、国際的スポーツ施設、身近な文化芸術活動やスポーツ活動のための施設等の資源を有し、誰もが音楽、演劇をはじめ映画、美術、伝統芸能、スポーツなどの多彩な活動を生涯にわたり楽しむことができます。

市は、こうした文化芸術活動及びスポーツ活動に関する情報を広く市民に発信し、活動環境等の支援をすることで地域がより一層活性化することに努めています。

近年、若者の文化芸術活動及びスポーツ活動への関心が高まっている一方、活動に関する情報が若者に届きにくいことや練習場所及び発表の機会が不足していること等の課題があります。

調布市の文化芸術活動及びスポーツ活動を未来へ継承し、多世代の交流の機会を増やし、共生社会の充実及び魅力ある地域社会を継続し発展させるためには次代を担う若者の活躍が不可欠であり、若者の意見を反映する仕組みや活動場所の充実等の環境整備をすることが必要となっています。

これらを踏まえ、調布市は全ての若者の文化芸術活動及びスポーツ活動を応援するため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、本条例を制定するに至った背景や、条例に託す思いを明らかにしたものです。

若者等へのヒアリングにより、文化芸術活動やスポーツ活動において、義務教育期間終了後の若者には行政サービスが届きにくいことや練習場所及び発表の機会が不足していること等の課題があることがわかりました。

こうした状況を踏まえ、本条例は、性別や障害の有無、国籍、経済的な状況などに関わらず、全ての若者の文化芸術活動及びスポーツ活動を応援することを目的に制定するものです。

本条例における文化芸術・スポーツとは、令和7年度からスタートする「調布市文化芸術推進ビジョン」や「調布市スポーツ推進計画」

に準ずるものですが、eスポーツなどのように、若者を中心に新たに生まれる分野においても、文化芸術活動やスポーツ活動に含めることも検討する必要があります。

調布市は、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、だれもがスポーツに親しめる機会の創出やパラスポーツの振興を図ったほか、多彩な文化プログラムと連動し、地域ゆかりの文化の発信をはじめ、国際交流や平和施策の取組等、多様な主体との連携・協力のもと、様々な取組を推進してきました。市はこうした大会に向けたソフト・ハード両面にわたる多面的な取組を大会のレガシーとして、継承・発展させ、次代のまちづくりにつなげています。

本条例は、世界大会をきっかけに機運が高まった活動のみならず、調布市民文化祭や調布市民スポーツ大会などに代表される身近な活動においても、だれもが気軽に参加し、楽しむことができる環境づくりを推進することで、全ての若者が文化芸術活動及びスポーツ活動において活躍できるまちづくりを期待するものです。

この条例における「活躍」とは、多くの人の注目を浴びる活動や、称賛される活動に限らず、日常の様々な場面で一人一人の思いを表現する活動も「活躍」と捉えています。

(目的)

<p>第1条 この条例は、調布市（以下「市」という。）が若者の文化芸術活動及びスポーツ活動を応援するに当たっての基本理念を定め、若者、市民及び地域団体の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、それぞれが自ら文化芸術及びスポーツの担い手であることを認識し、相互に連携、協力して若者の自主的な文化芸術活動及びスポーツ活動を促進し、もって更なるまちの活性化、共生社会の充実及びより一層魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
--

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 おおむね16歳から29歳までの市民をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者並びに市内で働く者及び学ぶ者をいう。
- (3) 地域団体 市内で活動する法人、教育機関、市民団体等をいう。

【解説】

本条例における用語を定義しています。

○若者

義務教育期間までは行政サービスが届きやすいこと及び30歳からは後輩を応援する側になりたいという若者の意見から若者の定義を16歳から29歳までとします。

○市民

調布市に住民票がある人だけではなく、調布のまちで活動する「全ての人」とします。

○地域団体

調布市に法人格のある団体だけではなく、調布のまちで活動する全ての団体（自治会・地区協議会・高校・大学等）を指します。

(基本理念)

第3条 若者の文化芸術活動及びスポーツ活動の応援は、次の各号に掲げる基本理念の下に行われなければならない。

- (1) 若者の自主性が十分に尊重されること。
- (2) 市民、地域団体及び市がそれぞれの役割及び責務を認識し、相互の理解及び連携の下に協働して行われること。
- (3) 多様な文化芸術活動及びスポーツ活動のために若者の意見を反映し、環境の整備が図られること。

(若者の役割)

第4条 若者は、自らが文化芸術活動及びスポーツ活動の担い手であることを自覚し、若者同士が相互に尊重し合い、自主的な文化芸術活動及びスポーツ活動に努めるものとする。

【解説】

若者に義務を課すものではなく、期待される役割を定めています。

(市民等の役割)

第5条 市民は、若者の文化芸術活動及びスポーツ活動についての理解を深め、若者の文化芸術活動及びスポーツ活動の応援に努めるものとする。

【解説】

市民一人一人がそれぞれの若者の興味や関心、生活スタイルに応じた活動に理解や共感し、励ましを送るなど、若者の活動のために可能な支援を行います。

こうした取り組みにより、若者を応援する機運の醸成にもつながっていくと考えています。

(事業者の役割)

第6条 地域団体は、その特色や保有する資源を生かして、若者の文化芸術活動及びスポーツ活動を支援するよう努めるものとする。

【解説】

地域団体は若者にとって最も身近な活動の場であり、様々な活動や異世代交流ができることから、若者の自主的な活動をそれぞれの特色を生かして可能な範囲の支援に努めることを定めています。

(市の責務)

- 第7条 市は、この条例の目的を達成するため、市民の関心と理解を深め、若者の文化芸術活動及びスポーツ活動に関する啓発に努めるものとする。
- 2 市は、基本理念にのっとり、若者の文化芸術活動及びスポーツ活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、計画の策定等に当たっては若者の意見を聴く機会を設け、若者の視点を取り入れるよう努めるものとする。
- 3 市は、若者の文化芸術活動及びスポーツ活動の環境整備に努めるものとする。
- 4 市は、若者の文化芸術活動及びスポーツ活動を応援するため、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

若者への情報伝達や意見の収集にあたっては、その時々々の若者にとって身近なメディア（媒体）を活用していくことが効果的です。

また、15歳から29歳までの若者の人口動態を踏まえ、年代別の意見を正確に収集する工夫とともに、常に意見を収集していく意識が必要と考えています。

とりわけ、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、施策の内容や目的に応じ、多様な手法を組み合わせながら、意見を把握することが重要です。

若者の活動を応援する環境整備は、ハード・ソフトの両面が求められます。

市はこれまで取り組んできた施策の見直しや、新たな計画策定の際には全庁的に体系立てて行う必要があります。そのために庁内部局間、さらに地域団体との連携協力に取り組めます。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

登録番号
(刊行物番号)

2024-238

調布市若者の文化芸術活動及びスポーツ活動の応援に関する条例
解説書

発行日 令和7年3月

発行 調布市議会・調布市

編集 調布市議会事務局

調布市生活文化スポーツ部 文化生涯学習課
スポーツ振興課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

電話 042-481-7294(議会事務局)

042-481-7139(文化生涯学習課)

042-481-7496(スポーツ振興課)

印刷 庁内印刷